

## メリットいっぱいのマイナンバーカードは、スマートフォン、パソコンからも交付申請ができます！

### ○メリット

- マイナンバーカードを作成すると、次のようなことに使えます。
- ・顔写真付きの公的身分証として
  - ・マイナンバーを証明する書類として
  - ・各種行政手続きのオンライン申請等に（平成29年秋頃から児童手当・保育所の申請が可能になる等、順次対応可能な手続きが増えていきます。）
  - ・コンビニで住民票等の取得に



〈マイナンバーカード〉

### ○申請方法

- ①スマートフォンのカメラで個人番号カード交付申請書(下図参照)のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスします。※通知カード受け取り後に転居等をされた場合は、下図の交付申請書ではなく、転居時に役場より交付されたA4サイズの申請書となります。なお、A4サイズの交付申請書には、QRコードの表示がありませんので、<https://net.kojinbangocard.go.jp/> にアクセスしてください。
- ②画面の案内にしたがい、以下の項目を入力します。
  - ・メール連絡用氏名
  - ・メールアドレス
  - ・申請書ID(申請書記載の数字23桁)
 ※QRコードを読み込みサイトにアクセスした場合は、入力不要です。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、顔写真、生年月日等を登録します。
  - ※顔写真は、操作中に撮影することもできます。
- ④画面の案内にしたがい、必要事項を入力し送信すると、登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届き申請が完了となります。
- ⑤後日、住民生活課より発行通知書(はがき)を郵送いたしますので、記載の必要書類等をお持ちになり、住民生活課にてお受け取りください。



〈個人番号カード交付申請書〉

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎569125



▼問い合わせ先  
 総務課 自治行政係  
 ☎569116

○上三川町個人情報保護条例(改正案)  
 個人情報保護制度の充実・強化を図るために、「上三川町個人情報保護条例(改正案)」について平成29年6月12日(月)から平成29年7月11日(火)までの期間でパブリックコメントを実施しました。その結果、ご意見等はございませんでしたのでお知らせします。

パブリックコメントの  
 実施結果について

## 「資源物(紙類)」の出し方

今回は資源物(紙類)の出し方をお知らせします。

### 《出し方のポイント》

- ・新聞・チラシ・雑誌類はひもで十字にしばって出してください。  
(新聞・チラシは新聞店の紙袋に入れて出すこともできます。  
なお、その場合もひもで十字にしばってください)
- ・ダンボールは1枚の場合でも、ひもで十字にしばって出して  
ください。
- ・紙パックは水で洗って切り開いて、乾かしてからひもで十字  
にしばって出してください。
- ・その他の紙類(お菓子・ティッシュなどの空き箱、雑古紙類)  
はダンボール箱または紙袋に入れて出してください。大きな  
の目安は名刺サイズ以上のものです。
- ・ダンボール箱に入れて出す場合はフタを交互に折り込んで出  
してください。

紙袋に入れて出す場合は袋の口をテープなどで留めて出して  
ください。

### 《まちがえやすいもの》

次のものは紙類として出せませんので、燃やせるごみとして出してください。

- ・紙コップ、紙皿など防水加工がしてあるもの
- ・線香や石けんが入っていたにおいがついている空き箱
- ・お酒などに使われている内側に銀紙がついている紙パック

### 《注意》

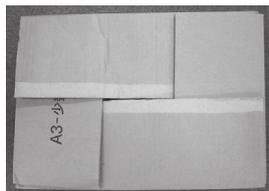
・雨の日に出す際は、透明または半透明のビニール等をかぶせ  
て、紙類が濡れないようにしてください。

◎住民生活課では、ゴミの分別などについての出張講話を行っ  
ています。自治会の各種集会などの際に、是非ご利用ください。

▼問い合わせ先＝住民生活課

生活環境係

☎56-9131



## 平成29年度 早期教育相談のご案内 思春期相談のご案内 ～お子さまの健やかな成長を応援しています～

上三川町教育委員会では、小学校入学前(年長児)に関するお子さまの成長のこと、お子さまへの関わり方への不安や悩みについて町のスクールカウンセラーによる相談を行ないます。1回の相談は45分。料金は無料です。先着順となります。

相談希望の1週間前までに教育総務課学校教育係まで、お電話でお申込みください。

回数	日にちと場所	場所・相談時間
第1回	平成29年10月20日(金)	上三川町役場 ①午後2時～2時45分 ②午後3時～3時45分 ③午後4時～4時45分
第2回	平成29年11月24日(金)	
第3回	平成29年12月15日(金)	
第4回	平成30年 1月19日(金)	
第5回	平成30年 2月16日(金)	
第6回	平成30年 3月16日(金)	

「どうしたらよいだろう」と感じたときは、家庭で抱えこまず、ぜひご相談ください。

▼問い合わせ先＝教育総務課 学校教育係 ☎56-9156